

## 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項 に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の概要

本政令は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、都道府県知事が行う公益法人の認定、監督等に関する合議制の機関の組織及び運営に関し、条例で定めるべき基準を定めるものである。

### 1. 背景

上記合議制の機関については、平成19年4月以降の設置に向け、都道府県において予算要求、条例制定等を行っていくこととなるが、そのためには国より都道府県に対し、合議制の機関についての組織及び運営の基準を示す必要がある。都道府県の作業は平成18年9月初旬を目途に開始されることから、これに間に合うよう本政令を公布するものである。

一方、国に設置される公益認定等委員会の組織令については、本政令と同内容の事項も含むが、当該組織令には事務局の内部組織規定等平成19年度予算要求に関連する事項も含むため、予算関連事項の目途が立った後に立案することとする。

### 2. 政令の概要

都道府県知事が行う公益法人の認定、監督等の全国における水準維持と、都道府県の自主性尊重の2つの観点を考慮し、都道府県に設置される合議制の機関の組織及び運営に関する一定の事項は、国に設置される公益認定等委員会に準ずるものとするを規定している。

#### (1) 公正・中立・専門性の確保

- ・ 委員の人数(下限のみ)(第2条)
- ・ 委員、専門委員及び部会員の資格要件(第3条、第9条第2項、第10条第2項)
- ・ 委員の服務(第7条)
- ・ 専門委員及び部会の任意的設置(第9条第1項、第10条第1項)

#### (2) 意思決定の透明性確保

- ・ 委員長の選出方法等(第8条)
- ・ 部会員の委員長指名、部会長の選出方法等(第10条第2項～第5項)
- ・ 会議招集権の所在、定足数、議事決定方法等(第11条)

#### (3) 行政機関からの独立性確保

- ・ 委員の任期(第4条)
- ・ 委員の独立職権行使(第5条)
- ・ 委員の身分保障(第6条)

一方、国に設置される公益認定等委員会について法律に規定されているその他の事項(委員任命に関する議会同意、委員の必要的罷免、委員の給与、その他手続的事項等)に関しては、都道府県における住民直接統制の存在、都道府県の自主性尊重の観点等から本政令には規定せず、都道府県の自主性に委ねることとする。

### 3. 施行期日

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日(公布の日(平成18年6月2日)から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日:平成19年4月頃を想定)